

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、迅速な意思決定と業務執行に対する監督機能に重点を置き、透明性を高めるとともに経営環境の変化に迅速、且つ柔軟に対応できる体制の確立に努めております。さらに社内への法令遵守の意識教育を徹底し、企業倫理に根ざした事業活動を推進することにより、企業としての信頼性の確保に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由

#### 【補充原則1 - 2 - 2】

当社は、株主の皆様へ、総会議案を十分に検討していただけるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保する観点等も考慮しつつ、その早期発送に努めております。

株主総会招集通知の自社ホームページでの電子的公表につきましては2022年3月期においては、招集通知発送の1日前に実施いたしました。今後、株主総会資料の電子提供制度を活用し、より早期の公表に努めてまいります。

#### 【補充原則2 - 4 - 1】

当社グループでは、人材を最も重要な経営資源と位置付けており、優秀な人材の確保及び育成が更なる成長のために必要不可欠であると認識しております。人材獲得競争が激しくなる中で当社グループの将来を担う人材を確保していくため、積極的な採用を進めるとともに、教育・研修を強化するなど人材投資を強化してまいります。また、能力主義を重視し社員に持てる能力を発揮するチャンスを与え、組織の活性化を図ってまいります。

今後は、その確保に向けた目標設定と、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針の作成・実施について、十分な検討を経て、取組みを進めてまいります。

#### 【補充原則3 - 1 - 2】

当社では、英語版のホームページを開設し、海外投資家の皆様等へ英語での情報提供に努めております。決算短信、招集通知にとどまらず、今後はその他情報においても順次英語での開示・提供の強化に努めてまいります。

<https://www.hurxley.co.jp/english/>

#### < TCFDへの取組み >

気候変動に係るリスク及び機会が当社の事業活動や収益等に与える影響の開示については、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づき早期実施、開示できるよう取組みを進めています。

#### 【補充原則3 - 1 - 3】

#### < サステナビリティについての取組み >

当社は企業理念の実現による企業価値向上を目指しています。その実現に向けて、長期的な視点でマテリアリティ(重要課題)を特定し、その取組みの強化を進め、当社の持続的成長を追求するとともに、「持続可能な社会の実現」を目指します。

今般、サステナビリティについての取組みとして、2023年1月17日開催の取締役会にて、「サステナビリティ推進委員会」の設置することを決議いたしました。同委員会でサステナビリティ基本方針の策定、TCFDへの対応等を検討していきます。

SDGs推進についての考え方、取組み等につきましては、下記のURLで公表しております。

(参考: <https://www.hurxley.co.jp/sdgs/>)

#### < 人的資本・知的財産への投資等 >

当社は人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、当社グループの持続的な成長に資するよう、事業ポートフォリオ戦略の明確化とその実効的監督を可能とする体制構築を進め、情報開示に努めてまいります。

#### < TCFDへの取組み >

気候変動に係るリスク及び機会が当社の事業活動や収益等に与える影響の開示については、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づき早期実施、開示できるよう取組みを進めています。

#### 【補充原則4 - 2 - 1】

ガバナンスに関する取組みとして、持続的成長を可能とする企業体質の確立に向けた、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。

今後、指名・報酬委員会にて、客観性・透明性ある手続に従って順次報酬制度の設計・検討を進め、経営陣の報酬が健全なインセンティブとして機能するよう努めてまいります。

#### 【補充原則4 - 2 - 2】

#### < サステナビリティの基本方針 >

当社のサステナビリティを巡る取組みにつきましては、補充原則3 - 1 - 3に記載のとおりです。

< 人的資本・知的財産への投資等の基本方針 >

当社の人的資本・知的財産への投資等の取組みにつきましては、補充原則3 - 1 - 3に記載のとおりです。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、ガバナンスに関する取組みとして、持続的成長を可能とする企業体質の確立に向けた、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。

今般、ガバナンスに関する取組みとして、取締役の指名・報酬に係る評価および決定プロセスの公平性、透明性、客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、2023年1月17日開催の取締役会において、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。指名・報酬委員会の権限・役割については以下のとおりです。

(指名・報酬委員会の権限・役割)

今後、取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行うことを予定しております。

- ・取締役会の構成・バランスに関する事項
- ・取締役の選任及び解任に関する事項
- ・代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
- ・社外取締役の独立性判断基準に関する事項
- ・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針及び手続に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と認めた事項

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、ガバナンスに関する取組みとして、持続的成長を可能とする企業体質の確立に向けた、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。

「取締役会の実効性確保」のため、今後、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスの検討を行い、指名・報酬委員会にて審議、取締役会にて決定の上、開示することを予定しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社において取締役会は月1回および臨時にて開催され、業務執行にかかわる重要事項が機動的に決定、および、報告されております。その際、社外取締役の専門的見地からの意見が述べられるなど各役員を活発な議論が行われております。

今後は、取締役会の機能をより一層向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価・分析を実施し、評価・改善策を検討したうえで、開示することを予定しております。

【補充原則5 - 2 - 1】

ハークスレイグループは企業理念の実現による企業価値向上を目指し、『食に対する安心、安全への「こだわり」』をベースに人間の生活の根幹となる「食」を提供する企業としてその「食」をKeyとして様々な価値を創造しお客様にお届けすることです。

ハークスレイグループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、各事業部とグループ会社を、資本収益性と成長性、並びにグループにおける位置付けと今後の成長戦略等を勘案して評価し、それを踏まえて、グループ事業ポートフォリオ運営に関して、定期的に取締役会で検討を行っております。

今後は「事業ポートフォリオに関する基本的な方針」の策定と見直し状況について並びに、経営資源の配分等に関する具体的な実行内容について、取締役会を中心に慎重に検討し、開示していくよう努めてまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

### 【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、定時株主総会における権利行使に係る適切な環境の整備の一環として、議決権電子行使プラットフォームの利用、及び招集通知の英訳を行っております。また、英訳のホームページも作成しております。引き続き、情報開示の強化に努めてまいります。

ハークスレイ英訳ホームページ<https://www.hurxley.co.jp/english/>

### 【原則1 - 4】

当社グループは、取引先等との良好な取引関係を構築・維持し、紐帯を強化すること等を目的として、株式を取得・保有する場合があります。現在政策保有は行っておりませんが、保有した場合は、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証いたします。また検証の内容についても開示する方針でございます。なお、当該株の議決権の行使についてはその企業の業績を踏まえ、経営戦略が企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するか等を主に中長期的な視点において勘案し、議案の賛否を決定いたします。

### 【原則1-7】

当社は、その役員や当社グループ会社との取引について、競業取引及び利益相反取引に当たる取引または疑われる取引について、会社法及びその他法令並びに東京証券取引所が定める規則に則り、事前に取締役会での承認を得、取引の事後に報告を行うこととしております。なお、全役員から定期的に関連当事者間取引に関する確認書を提出していただき取締役会による監視の実効性を担保しております。

また、監査役会は、監査役監査基準の中で、これらの取引を含む異常な取引に対しての監査を行う旨、法令や定款等に違反する取引があった場合に取締役に対して助言又は勧告をいたします。

### 【原則2-6】

当社においては、本報告書の更新日現在、企業年金に該当するものではありません。

### 【原則3-1】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画当社は、「常に相手の立場にたつて考動すること(考動=常に考え、自ら行動する)」、「いつも革新に努め、前向きに考動すること」を日々の活動方針とし、「全ての人の健康と幸せを願い」、「豊かな「明日」を創造」する事を理念としています。グループ全体で時代の変化にも柔軟に対応しながら、全ての人の生活に寄り添い、地域社会に貢献するとともに、さらなる価値を提供する事で、「豊かな明日」を創造してまいります。グループのすべての事業において「豊かな明日」を誠実に積み重ね、社会の発展とその明るい未来に貢献してまいります。なお当社および当社グループ各社の経営理念等につきましては、各社のウェブサイトにも掲載しております。

( ) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針当社グループは、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、迅速な意思決定と業務執行に対する監督機能に重点を置き、透明性を高めるとともに経営環境の変化に迅速、かつ柔軟に対応できる体制の確立に努めております。さらに社内への法令遵守の意識教育を徹底し、企業倫理に根ざした事業活動を推進することにより、企業としての信頼性の確保に取り組んでおります。

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定の方針と手続については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

( ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続取締役および経営幹部の選任については、本人の能力、知識、経験、業績等を踏まえ、経営者としての視点をもって、当社グループの発展に寄与できる人物を指名しております。監査役の選任については、様々な専門的知見を有し、会社の業務執行の適法性や妥当性について、多角的かつ中立的な観点から監査を行うため指名しております。取締役候補者、監査役候補者の指名および経営陣幹部の指名には、代表取締役が人事案を作成し、取締役会の承認を得て、株主総会にて選任することとしております。取締役、監査役および経営陣幹部を解任すべき事情が生じた場合には、適時審議を行い、その解任を取締役会の承認を得て、株主総会にて解任することとしております。また、取締役候補者の指名および取締役の解任については、指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会の承認を得ることとしております。なお、取締役、監査役の選解任は会社法等の規定に従って行います。

( ) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明取締役、監査役の各候補者は、上記の方針・手続に従って選定されております。取締役・監査役の各候補者の個々の選解任理由については、各候補者の経歴等と併せて、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

### 【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議を要する事項を、法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項の三つに区分して定めるとともに、それ以外の事項については、「職務権限および決裁手続規程」に基づき、取締役に業務を委任することができる旨を定め、意思決定の迅速化を図っております。

### 【原則4 - 8】

当社は、当社グループ創業の持ち帰り弁当事業、店舗委託事業について十分な知見を有する独立社外取締役を選任しており、その比率は取締役の3分の1となっております。独立社外取締役の客観的かつ独立的な立場から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行うことにより、独立社外取締役としての責務は十分に果たされております。

今後、当社を取り巻く環境の変化等により、独立社外取締役をさらに増員する必要性が発生した場合につきましては、必要に応じて対応を検討してまいります。

### 【原則4 - 9】

社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な立場からの助言および経営の監督が期待できる人材を選任しております。なお、当社の独立性判断基準については、本報告書の「1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しております。

### 【補充原則4 - 11 - 2】

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」に記載しております。

なお、取締役会、監査役会の日程につきましては、社外役員の日程調整をはかり、取締役及び監査役の業務に支障がないよう配慮したうえで、年間の計画を策定しております。他の上場会社の役員を兼任する場合にも、その役割、責務の遂行に必要な時間等の確保に努めております。

### 【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、十分な識見を有する方を取締役・監査役に選任していると考えております。

取締役および監査役には、当社グループの事業、当社グループの属する業界に関する理解や、取締役・監査役に期待される役割および法的な職責についての理解をより深めるため、各社・各部門からの説明や視察機会の設定、社内外で実施される研修への参加機会の設定等、必要に応じた自己研鑽の支援を行うこととしております。

【原則5 - 1】

当社では、IR担当役員のもと窓口を設けて、株主の皆様からの対話に応じる体制を整備しております。また決算会社説明会及びその他の説明会を少なくとも年に2回、WEB上もしくは実開催してまいりました。加えて、年次報告書・中間報告書の発行により、情報開示を強化させてまいりました。

今後は取締役会主導にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、その開示を目指してまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ライラック	8,024,994	36.39
株式会社ハークスレイ	3,635,290	16.48
株式会社麻生	1,677,700	7.60
株式会社こやの	945,400	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	765,800	3.47
青木 達也	660,760	2.99
吉田 知広	259,200	1.17
日本ハム株式会社	218,400	0.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	187,200	0.84
ハークスレイ取引先持株会	174,040	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

#### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

##### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

##### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井 豊	その他											
道畑 富美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 豊			長年にわたる公職での豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任しております。 同氏は、当社が定めております独立役員選定の基準および株式会社東京証券取引所が定める要件を満たしており、一般株主と利益相反取引を生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
道畑 富美			長年にわたる「食」に関わる事業において豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任しております。 同氏は当社が定めております独立役員選定の基準および株式会社東京証券取引所が定める要件を満たしており、一般株主と利益相反取引を生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役の指名・報酬に係る評価および決定プロセスの公平性、透明性、客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。



**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査計画の基本的事項についての意見交換や内部統制の評価等の重要事項についての情報交換を実施しております。内部監査については、内部監査室において当社およびグループ会社に対する業務監査を実施しており、監査結果は毎月社長に報告し、重要事項については当社監査役に対しても都度報告を実施し、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米田 憲弘	他の会社の出身者													
森田 昌作	他の会社の出身者													
鈴鹿 良夫	税理士													
辻本 健二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田 憲弘			米田憲弘氏は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門的見地から、当社の各所管部署を幅広く検証していただけるものと考え社外監査役に選任しております。
森田 昌作			森田昌作氏は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門的見地から、当社の各所管部署を幅広く検証していただけるものと考え社外監査役に選任しております。
鈴鹿 良夫			鈴鹿良夫氏は、過去に国税局、税務署長を歴任した豊富な経験、知見を当社の監査に反映していただけるものと考え社外監査役に選任しております。又、当社と鈴鹿良夫氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
辻本 健二			辻本健二氏は、生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、当社の監査に反映していただけるものと考え社外監査役に選任しております。又、当社と辻本健二氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の選任にあたっては、以下の内容の当社基準に基づいております。

なお、当社が設定しております同基準は以下のとおりです。

- 一、取引額の設定 年間取引額(連結)の2%以内であること
- 一、報酬額の設定 過去5年間に年間報酬額100万円以内であること
- 一、関連当事者の設定 グループの取締役の2親等以内に該当しないこと、発行済株式数の10%以上の所有者に該当しないこと
- 一、寄付、融資等 融資額、寄付額ともに年額100万円以内であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績向上に対する意欲、士気を高め、更なる業績向上を図ること、また当社の監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的として、2015年6月23日開催の第37期定時株主総会において、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することが決定いたしました。また、2019年6月19日開催の第41期定時株主総会において、当社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することが決定いたしました。

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しては業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、当社の監査役並びに当社子会社の監査役に対しては適正なる監査への意識向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を実施するため、新株予約権を発行するものであります。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の区分ごとに役員報酬の総額を開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次の通りです。

#### 1. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。

#### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等に関しては、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いと、その他経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務内容を非業績指標としてこれに加味し、相当と思われる額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

#### 4. 基本報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価按分とする。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは配置していませんが、社外取締役は経営企画室、社外監査役は内部監査室を対応窓口として対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は、現在6名の取締役(うち社外取締役2名)で構成され、月1回定時取締役会を、また必要に応じて都度取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。また、4名の監査役(うち社外監査役4名)は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳粛な監視を行っております。公認会計士による会計監査は、協立神明監査法人に委嘱しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。また、弁護士からも適宜アドバイスを受けております。

### コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役会は、6名の取締役で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する討議を行っております。また、取締役、所管部長の出席によって毎週開催される戦略会議におきましては、事前審議や経営全般に関する様々な事項について討議を行っております。
2. 監査役会は4名(うち社外監査役4名)で構成されています。特に常勤監査役は取締役会や各所管部署を幅広く検証し、経営の妥当性など、コンプライアンスに関して適宜助言、提言を行っております。
3. 内部監査室は2名で構成されています。社長直轄の部署として機能しており、社長からの特命事項に対する監査のほか、各部門における重要稟議事項、社内規程の遵守状況、グループ会社などの監査を担当しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のとおり、社外取締役および社外監査役を複数選任することにより経営監督機能の充実を図っており、現在のガバナンス体制が最適であると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、記載内容の正確性を担保する観点にも留意しつつ、株主総会開催日の2週間前の発送とするとともに、発送前のWEB開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々に、ご出席いただけるよう例年集中日を回避した開催日といたしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入。パソコン、スマートフォンによる行使が可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム(株式会社ICJ)に参加し、その利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部(議案等)の英訳版を作成し、ICJ、英語版の当社ホームページ( <a href="https://www.hurxley.co.jp/english/">https://www.hurxley.co.jp/english/</a> )に掲載しております。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、1年に1回程度以上を目途に個人投資家向けの説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内機関投資家や証券アナリストの方々に決算説明会を東京及び大阪にてそれぞれ年2回開催を予定しております。しかし、新型コロナウイルスが心配されるため、動画での配信に切り替え、対応も行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、中期経営計画、IRニュースリリース、月次開示を掲載し、投資家の皆様が開覧できる環境を整えております。また、英語版のホームページ( <a href="https://www.hurxley.co.jp/english/">https://www.hurxley.co.jp/english/</a> )を開設し、決算短信、招集通知の英語版を掲載しております。投資家の皆様に、当社へのご理解を深めて頂けるように、引き続き改善に努めてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室の所管として、部内にIR担当者を配置し、タイムリーでフェアな情報開示に取り組んでおります。	
その他	株主の皆様とのコミュニケーションツールとして、年次報告書(RISE REPORT)を年2回発行しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>ハークスレイグループは、事業活動を通して、お客様のみならずステークホルダーや社会全体への貢献を目指し、挑戦を続けてまいりました。</p> <p>グループ各社の事業は、事業運営そのものが食品ロスや設営ロスの大幅な低減につながるものであり、持続可能な循環型社会の構築に大きく資するものと自負しております。</p> <p>当社グループでは、食品ロスの削減をはじめ循環型社会の促進に貢献するため「BG無洗米」を使用し、節水のみならずとぎ汁の汚濁物質を抑制し、とぎ汁の下水処理にかかるCO<sub>2</sub>排出の削減を進めております。またレジ袋削減や廃プラスチック問題などの課題にも真摯に取り組んでおります。</p> <p>また、サステナビリティ課題を当社グループの持続的成長に重要な影響を及ぼす要素の一つとして認識し、気候変動などの地球環境課題や人権重視などの社会的課題の解決に取り組んでまいります。その取組みの一つとして、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言へ対応してまいります。今後は、TCFD提言へ対応するため社内整備を行い、気候変動に関する開示にも努めてまいります。</p> <p>さらに全国の市政と災害救助物資の供給等に関する協定を結び、各自治体と連携・協働することにより、災害時における安定した「食」の供給に順次協力してまいります。</p> <p>併せて人間及び地球の繁栄のための行動計画として掲げられた「持続可能な開発目標:SDGs(Sustainable Development Goals)」に対し当社グループも賛同し、様々な社会問題に真摯に向き合うとともに、事業を通じて持続可能な社会づくりに貢献してまいります。</p> <p>なお、当社は2021年10月に大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創パートナー登録をいたしました。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる大阪・関西万博で、当社は、食・健康・まちづくり・環境などの分野を中心に、より良い未来社会を創るアイデアを創出、またそのチャレンジを支援いたします。</p> <p>当社のSDGsの取り組みは、ホームページに掲載しております。</p>
その他	<p>主要なステークホルダーに対して責任を果たすため、当社は社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、公平・公正で倫理的に正しい行動を最優先し、社会の誰からも信頼される会社を目指します。</p>



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムとは、リスク管理、法令遵守、業務効率化、適正な財務報告などの会社の目的を達成するために、経営活動に携わる人々の行動を統制する仕組みであり、またこのシステムは組織全体にわたるものであり、組織の構成員全員が参加するシステムであると認識しております。

当社ではこの統制システムの整備及び運用において、組織規程に基づき各組織を配置するとともに、業務権限が集中しないよう組織を構成しております。また意思決定に際しては職務権限および決裁手続規程などに基づいた運用、承認の手続きを実施しております。

なお当社では取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要を下記のとおり策定しております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念や役員執務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令 定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査 役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (3) 取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役の指名・報酬等の決定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議結果を尊重し、その公正性・透明性・客観性を確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の執務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密保持規程、内部取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理連絡協議会メンバー及び弁護士等を含む外部アドバイザーをもって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めによるものとする。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・マニュアルを定める。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ると共に、必要に応じて各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

#### 6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社及び関連会社（以下「関係会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合又はそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。
- (2) 関係会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方で、グループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるよう、関係会社管理規程に基づき、関係会社運営のための指導にあたります。
- (3) 関係会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、関係会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。
- (4) 関係会社の取締役や使用人等が、関係会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所に相談・通報できる内部通報制度を設けて運用します。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い、任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報または相談をする報告者が不利な取り扱いを受けないよう運用することとする。監査役の職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払いまたは償還に応じる。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社及びグループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本的考えとする。

危機管理規程に基づき、管理本部を統括部とし、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と共に連携し、組織的に対応できる体制とする。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社株式の大量取得行為があった場合について、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値、株主さまの利益を確保、向上させてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法その他関係法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付の模式図のとおり社内体制を整備しています。

以下の点を中心に確認点検を実施するよう指示しています。

#### 1. 実施時期

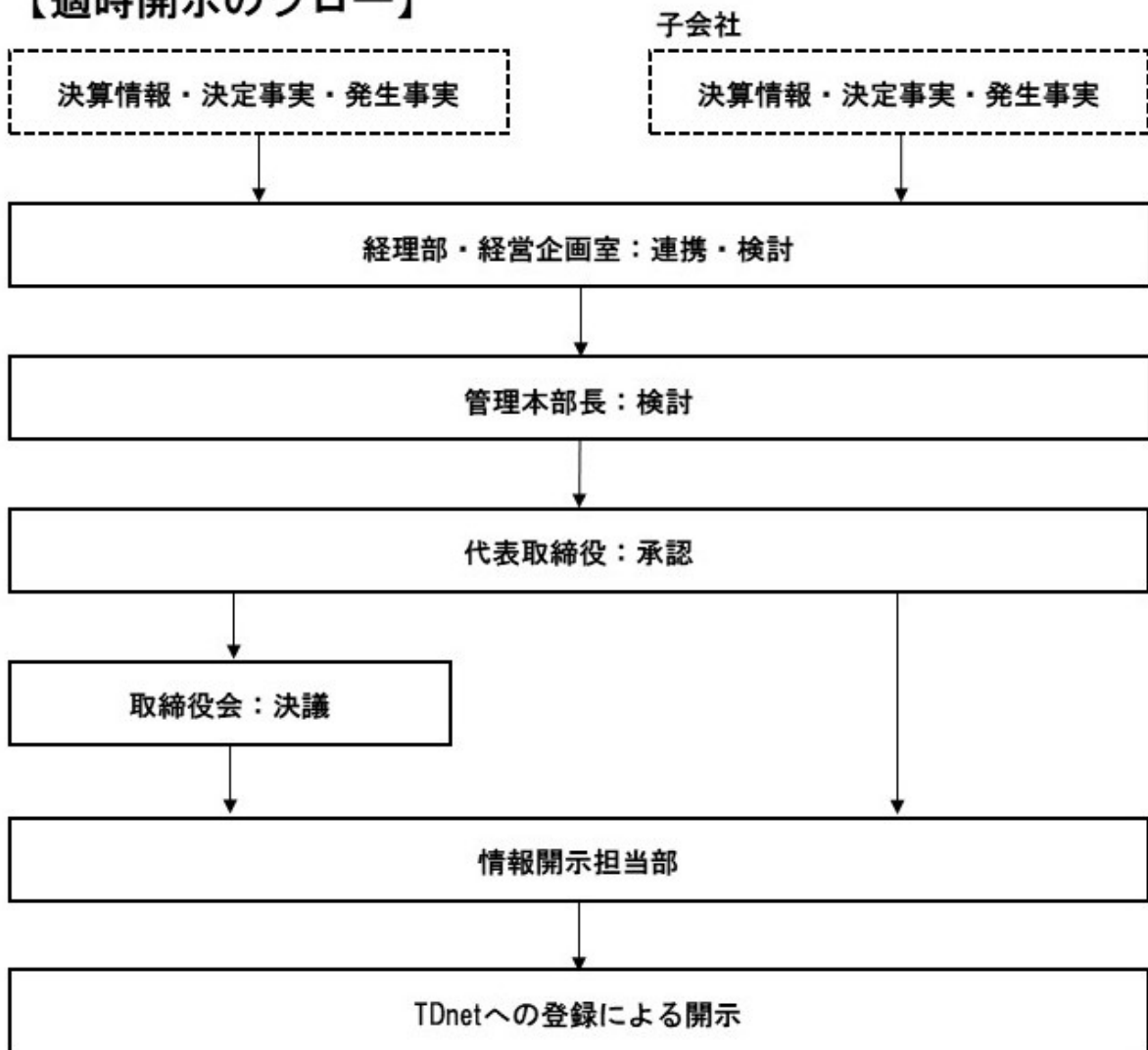
所管部署において生じた事象について、その都度

#### 2. 点検ポイント

(a) 報告されている内容が適時開示に係る規則に照らし適切であるか。

(b) 報告書の提出時期が適切であるか

#### 【適時開示のフロー】



任意の指名・報酬委員会・サステナビリティ推進委員会を設置した場合の模式図例

